

## 入校条件をご確認ください！

教習所へ入校する時は、取得希望免許に応じた『入校条件(入校資格)』を満たしていなければなりません。  
『入校条件(入校資格)』とは、年齢・身体要件・交通違反状況などです。  
**※条件に満たない場合は、入校できません。尚、往復交通費も自己負担となりますのでご注意ください！**

### ◎入校条件

要件	取得免許の種類	条件			
年齢	普通車	満18歳以上(修了検定時に18歳であれば入校可)			
	大型二輪	満18歳以上(卒業検定時に18歳であれば入校可)			
	普通二輪	満16歳以上(卒業検定時に16歳であれば入校可)			
	普通二種	満21歳以上 ※普通免許または大型特殊免許取得後3年以上経過していること			
視力	普通車	片眼0.3以上	※眼鏡・コンタクト使用可(カラコンは不可)		
	大型二輪	両眼0.7以上			
	普通二輪				
	普通二種	片眼0.5以上 両眼0.8以上 深視力誤差20mm以内			
色彩	全車種	赤・青・黄の3色区別できる方			
聴力	全車種	日常会話が聞き取れる方 ※障害をお持ちの方は事前にご相談ください			
学力	全車種	日本語が理解できる方(読み・書きができる) ※入校後に日本語が理解出来ない等の状況が判明した場合 教習の中止となる場合があります			
その他	全車種	※妊娠中の方・ネイル(付爪)・刺青・タトゥーの入った方、 感染症の疑い、規約に該当する方は入校できません			

### ◎事前に確認が必要な項目、法令に定める一定の病気について

※下記に該当する方は事前に運転免許センター「安全運転相談窓口」にて相談をうけ  
その結果に基づいてのご入校となります。必ずご確認ください！

※お申し出無しに入校し、それが発覚した場合は退校処分または教習中止となります。

- 身長140cm未満
- 色弱のため色の判別が不安定(信号、標識、標示など)
- 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている
- 補聴器をしている
- 運動機能障害や手足指の欠損がある
- 病気を原因として、又は原因が明らかではないが、意識を失ったことがある
- 病気を原因として、身体の全部又は一部が一時的に思い通りにうごかせなくなったことがある
- 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に  
眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある
- 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある
- 医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある
- 病気を理由として、医師から、運転免許の取得または運転を控えるように助言を受けている
- 現在または過去に、てんかん・そううつ病・統合失調症・認知症・無自覚性の低血糖症  
の病気で精神科・心療内科に通院したことがある方

### ◎運転免許に関する前歴

- 過去に無免許違反や取消処分などの行政処分を受けた方、現在処分中の方  
またはこれから行政処分を受ける可能性のある方は必ずお申し出ください。
- また過去に取消処分を受けた方は、欠格期間が満了し、かつ取消処分者講習を受講しなければ入校できません。  
※お申し出無しに入校し、それが発覚した場合は退校処分となります。